

平成30年 教育委員会第15回定例会 会議録

日 時 平成30年9月11日（火）

午後3時00分～午後4時03分

場 所 教育委員会室

議事日程

第 1 議案

【指導課】

- (1) 議案第27号「議案第25号『平成31年度使用特別支援学級用教科用図書採択』の一部訂正について」

第 2 協議

【指導課】

- (1) 運動部活動ガイドラインの改定

第 3 報告

【子ども総務課】

- (1) 平成30年度 区立幼稚園・こども園・学校・保育園の運動会等のお知らせ

- (2) 教育広報かけはし第116号の発行

【子ども支援課】

- (1) 平成31年度 千代田区立幼稚園・幼保一体施設・こども園 入園案内

【子育て推進課】

- (1) 千代田区児童育成手当条例の一部改正について

- (2) 千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について

第 4 その他

【子ども総務課】

- (1) 教育委員会行事予定表

- (2) 広報千代田（9月20日号）掲載事項

出席委員（5名）

教育長	坂田 融朗
教育長職務代理者	中川 典子
教育委員	金丸 精孝
教育委員	長崎 夢地
教育委員	俣野 幸昭

出席職員（11名）

子ども部長	大矢 栄一
教育担当部長	村木 久人

子ども総務課長事務取扱 子ども部参事	安田 昌一
副参事（特命担当）	新治 博
子ども支援課長	加藤 伸昭
子育て推進課長	中根 昌宏
児童・家庭支援センター所長	新井 玉江
子ども施設課長	小池 正敏
学務課長	纒片 淳一
指導課長	佐藤 友信
指導課統括指導主事	佐藤 達哉

欠席委員（0名）

欠席職員（0名）

書記（2名）

総務係長	村松 紀彦
総務係員	橋本 悠

坂田教育長	皆様、こんにちは。定刻になりましたので、教育委員会定例会を開催したいと思います。
	まず、開会に先立ちまして、傍聴からもし傍聴申請があった場合には、傍聴を許可することといたしたいと思います。ご了承ください。
	それでは、ただいまから平成30年教育委員会第15回の定例会を開会いたします。
	本日、欠席委員はございません。全員出席でございます。
	今回の署名委員は、中川委員をお願いいたします。よろしく、どうぞ。
中川委員	はい。

◎日程第1 議案

指導課

（1）議案第27号「議案第25号『平成31年度使用特別支援学級用教科用図書採択』の一部訂正について」

坂田教育長	それでは、早速、日程に入らせていただきます。
	議案に入ります。議案第27号ということになります。今般の議案名は、議案第25号、先般ご議決を賜りました「平成31年度使用特別支援学級用教科用図書採択」の一部訂正についてということでございます。
	中身につきまして、指導課長より説明を願います。

指導課長 それでは、議案第27号「平成31年度使用特別支援学級用教科用図書採択の一部訂正について」ということでお諮りさせていただきます。

せんだって、平成30年8月28日に議決を得た平成31年度の使用特別支援学級用教科用図書採択において、小学校6年生で2カ所、中学校2年生のところでは1カ所、表記を訂正するものがありましたので、お諮りをさせていただきます。

今回は、採択を変更するものではなく、表記の間違いを訂正するものというふうに捉えていただければと思います。

まず、小学校6年の図工、「福音館書店」だったものが、会社名、発行者が「国土社」でありました。また、保健、図書名が「ニューワールド」と表記されていましたが、こちら、「ニューワイド」との訂正をさせていただきますというところでございます。

また、中学校2年生の理科、「啓明舎」であったものが、「誠文堂新光」というふうに訂正をさせていただきます。

繰り返しますが、表記の訂正でございまして、採択を変更するものではございません。

では、ご審議のほう、よろしく願いいたします。

坂田教育長 はい。ご説明いただきました。

実は、先般、8月末に議決を得た教科書、特別支援学級に係る教科書でございまして、誤記がございました。その点について、改めて議案として訂正をし、遡及をして、議決のあった日から訂正をさせていただきますという趣旨でございまして、ご理解賜りたいと思います。よろしいでしょうか。

金丸委員。確認したいんですけれども。例えば小学校6年の下側の保健のほうは、「ニューワイド」と「ニューワールド」の違いが一見して明らかで、その後、「学研の図鑑」と書いてあるので、発行者が学研だということが確認できますね。その上の図工の場合、採用したいのは「たのしい図画工作9うごくおもちゃ」というタイトルのものだけども、その出版社を誤って福音館書店と記載してしまった。だから、福音館書店と誤記していたものを国土社に直した、という理解でよろしいのでしょうか。

坂田教育長 はい。指導課長。

指導課長 金丸委員ご指摘のとおりでございます。

金丸委員 同様に、中学校2年の場合もそういうふうに理解すればよろしいのでしょうか。

坂田教育長 はい。お願いします。

指導課長 金丸委員ご指摘のとおりでございます。

坂田教育長 ということでございます。

ほかにご質問、ご意見がございましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長 そういう理解をしていただきたいというふうに思います。

それでは、よろしければ採決をさせていただきたいと思います。
議案第27号につきまして、賛成の方の挙手をお願いいたします。
(賛成者挙手)

坂田教育長

賛成全員でございます。27号につきましては、決定をさせていただきます。

◎日程第2 協議

指導課

(1) 運動部活動ガイドラインの改定

坂田教育長

次に、日程の第2、協議事項に入りたいと思います。
運動部活動ガイドラインの改定についてということでございます。
引き続き、指導課長より説明をお願いいたします。

指導課長

それでは、運動部活動ガイドラインの改定案についてご説明をさせていただきます。

このたび8月に、東京都のほうより、かつて例示をされていた運動部活動のあり方に関する方針の中に、熱中症対策の文言が加えて盛り込まれました。それにあわせて、千代田区の運動部活動ラインもその旨を加えたということで、今回お示しをさせていただきます。

まず、ペーパーはご提示していませんのでけれども、都のほうから、熱中症指導の予防について、以下のような文章が加えられておりましたので、読み上げさせていただきます。

それは、2の「合理的かつ効率的・効果的な活動の推進のための取組」の中の「適切な指導の実施」という欄に盛り込まれました。

「熱中症事故防止の観点から、熱中症予防運動指針（公益財団法人日本スポーツ協会）を参考に、例えば気象庁の高温注意情報が発せられた当該地域、時間帯における屋外の活動を原則として行わないようにする等、適切に対応する」と、この文が加えられました。

そこで、指導課の中で検討いたしまして、その熱中症の部分を加えるとともに、安全管理と事故防止といった観点から、熱中症の予防に加えて、生徒の健康管理と同時に、活動時における気象の条件、暴風雨や雷等による実施の可否といったことも加えまして、あと、施設設備の点も加えまして、今回改定案として加えさせていただいた次第でございます。

ページをめくらせていただきます。

今回、ガイドラインに加えたのは、その下線部分でございます。「安全管理と事故防止」というところで加えさせていただきました。

アにおいては、「生徒に日ごろより健康管理について関心や意識を持たせ、適度な休養や栄養の補給に留意させる。活動の際は、生徒の健康観察を適切に行い、体調が優れない生徒に対しては、無理をさせず、活動内容を制限させたり休ませたり適切に判断する。また、健康診断（心電図等）で異常

が認められた生徒に対しては、医師の指示に従うとともに、保護者や養護教諭等との連携を密にし、健康状態について常に把握しておく」。

イ、「活動時に気象条件（暴風・雷等）や環境条件（気温・湿度等）について、気象庁が発表する情報等十分留意して実施するとともに、状況に応じて練習の中止や中断の判断も適切に行う。特に熱中症事故防止への対策として、活動前、活動中、活動後に小まめに水分や塩分を補給し、休憩を取るとともに、生徒の健康観察など健康管理を徹底する」。

ウ、「施設・設備・用具の整備や点検を行うなど、学校全体として安全意識を高める。また、生徒にも使用器具の危険性を理解させ、事故が起きないように注意する」。

以上、この（３）のア、イ、ウにつきまして、追加をさせていただきました。

いずれにおきましても、熱中症だけではなく、想定し得る気象条件、身体条件、設備条件等を附帯させていただいたということでございます。

どうぞよろしくお願いいたします。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

先日来、運動部活動ガイドラインにつきましては、当委員会の中でもさまざまに協議をさせていただいておるところでございます。東京都のほうから、熱中症に関する注意書きというものを追加した通知があったものですから、それを加えましょうと。その際、それにとどまらず、子どもの安全管理、活動、運動上の必要性について追記をしようということで、今般まとめたものでございます。

何かご意見、ご質問がございましたら、お願いいたします。

中川委員。

中川委員

とても細かく、また熱中症だけじゃないということ、それから普段の健康も大事にしなきゃということで、そういう条件を加えていただいととてもよかったなと思います。

ただ、今、運動部のコーチの問題というのがいろいろ出てきていますね。コーチという名称はこっちには出てきていないんですけど、それは指導者というふうに考えてよろしいでしょうか。

坂田教育長

はい。どうぞ。

指導課長

指導者は、主に正規の教員が中心になると考えますが、今はその正規の教員だけでは部活動が成り立っていかず、充実させていくためには、外部指導員、部活動指導員を含めて一体的に行っています。そのため指導者という言葉は、生徒に対して指導に当たる者全員を指すものと捉えていただければと考えております。

中川委員

すみません。もう一つだけいいですか。

坂田教育長

はい。どうぞ。

中川委員

もう一回これを見直してみたんですけども、１ページのイの部分ですね。「区教育委員会は、」云々の文章がずっと最後までありまして。それから、

オの「区教育委員会は、運動部顧問を対象とするスポーツ指導員に係る知識・及び実技の質の向上並びに学校の管理職を対象とする運動部活動の適切な運営に係る実効性の確保を図るための研修等の取組を行う」のところの「研修等の取組を行う」というのがありますね。こっこのイのほうの文章の最後に「研修を行う」とあって、オの部分にある「研修等の取組を行う」と重複するので、イのほうは「規定を遵守すること等を徹底する。」にしちゃって、その後の文章は要らないんじゃないかなと考えたんですけど。

坂田教育長
指導課長

はい。

ご指摘ありがとうございます。

当初の捉えでは、イのほうは、どちらかというと、勤務やサービス、体罰等を重点にしたサービス上のことの研修というか、理解を深めるための時間を設定するという事として考えております。

で、オのほうは、昨今言われているやり過ぎというか、時間の制限を設けるということで中身の質を向上させるための医科学的なトレーニングというものはどういうものなのかといったもので、研修として並べ立ててはいるんですが、若干性質が違うものとして設定しているつもりでございます。よろしいでしょうか。

中川委員
坂田教育長

はい。わかりました。

よろしいですか。

ほかにございますか。俣野委員。

俣野委員

3ページの休養日等の設定というところなんですけども、これは、今の文章のところで、部活動指導員というのはコーチに当たるわけですね。

指導課長

そうですね。

俣野委員

それで、この休養日のある程度逸脱したような場合は、何か罰則はあるんですか。

坂田教育長

はい。

指導課長

こちらは、基本的にガイドラインでございますので、あくまで基準値というふうに捉えていただければと思います。今まで行っている運動部活動の中では、やはり子どもたち、生徒たちの意欲の高まり等によって、試合前とかに関しては、集中的に練習をしたいという場合もございます。そういったことも勘案して、年間トータルとして、オンシーズンやオフシーズンみたいなことを設定していくのも可能というふうには、弾力的な運用では見ていますが、今の世の流れからすると、やはりこの休養日をきちんととっていくという流れは、今後一層定着が望まれていくところになるのかなというふうには考えております。

俣野委員

ありがとうございました。

坂田教育長

はい。よろしいですか。

金丸委員。

金丸委員

これ自身は全然異存はないんですけども、それでも、ごくごく一般の市民の感覚からすると、高校野球の場合、ほぼ全部オンシーズンですね。要す

るに夏の甲子園が終わると、すぐに秋に入って、リーグ戦が始まって、春の甲子園に行くまでの選抜の試合が次から次に始まると。そういうときに、例えば都立高校でも、数年前まで結構いいところまで行った都立高校があったと思うんですね。同じようにして、九段中等がいいところまで行くような状況が生まれてきた場合に、一体この規定で、本当の意味で縛りがかけられるんだろうかという心配をしております、その辺はどういうふうにお考えになっているのでしょうか。

坂田教育長
指 導 課 長

はい。指導課長。

実際に今年度も、東京の大会の中では、都立高校が大変いいところまで進んだというところを聞いています。やはり都立高校ですので、こちらのガイドラインをどのように適用していくかということに関しては検討をしているということで、話を伺っているところです。

今後そのような結果がどんどん高まっていくようなことが出てきたとして、果たしてこのガイドラインに当てはまるかどうかということについては検討の余地はあると考えておりますが、本来のこのガイドラインの目的が、生涯にわたって心身の健康を保持していくということと、それを、自分自身の体の健康状態等を自主的、自発的にコントロールをしていくことにあります。そして指導者においては、今までのトレーニングのいわゆる非効率であった部分について、子どもの成長を妨げない、もしくは短時間でありながらも、子どもの思考を促して、考えることによって伸びていくというよう、スポーツに思考を与えていくという方向、このように進んでいくであろうと、また進めようとしているのが今のスポーツ庁を中心とする部活動の流れであるかというふうに考えております。

そういった意味では、昨今の報道の中でも、ピッチャーが投げ過ぎではないのかというようなご意見もあったり、有名な私立高校の部活動が、指導者の言葉が極めて少なく、その生徒が短時間で準備をして、その中で効率のある練習をするようにし、だめだったらほかの方法を考えようとかという、自主的に考えることで成果を上げている点が大変注目されています。もし勝ち上がっていったらという場合では、そのときはやはりムードは高まっていくとは思いますが、この進めていく過程においても、今お話しさせていただいた部活動ガイドラインの趣旨について徹底というか、中心概念として置いて進めていくようにしていきたいと考えております。

金 丸 委 員
坂田教育長

ありがとうございます。

はい。ほかにもございますか。よろしいですか。

(な し)

坂田教育長

それでは、部活動ガイドラインにつきましては、以上とさせていただきます。

◎日程第3 報告
子ども総務課

(1) 平成30年度 区立幼稚園・こども園・学校・保育園の運動会等のお知らせ

(2) 教育広報かけはし第116号の発行

子ども支援課

(1) 平成31年度 千代田区立幼稚園・幼保一体施設・こども園 入園案内
子育て推進課

(1) 千代田区児童育成手当条例の一部改正について

(2) 千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正について

坂田教育長

それでは、日程の第3、報告事項に入ります。

まず、1件目でございますが、平成30年度区立幼稚園・こども園・学校・保育園の運動会等のお知らせでございます。

子ども総務課長より報告願います。

子ども総務課長

それでは、今年度の区立幼稚園・こども園・学校・保育園の運動会のお知らせでございます。

今月下旬から、各小学校、幼稚園等におきまして運動会が予定されておりますので、その予定につきまして、こちらの表にまとめたものでございます。

ご報告は以上でございます。

坂田教育長

はい。お手元の運動会のお知らせという一覧がございますので、これにつきましては、なるべく現場へ足を運んでいただきたいなというふうには思いますが、相当数ございます。同日開催ということにもなっております。

金丸委員

全体のと幼稚園のと、2つに分かれているんですね。全体には幼稚園も入るんだけど、それとは別に幼稚園の運動会。

子ども総務課長

そうですね。

金丸委員

そういうことですね。

坂田教育長

これは、従来、分担をしながらみたいなことにはなっているのでしょうか、それともそれぞれの判断でもって出かけていくということになっているのでしょうか。そこら辺、ちょっと、金丸委員、教えていただけますか。

金丸委員

どういうふうにしると言われたことはないんですけども、ほとんど全部回って、時間の関係上、行ったら終わっていたということもしばしば。今回は九段小学校が別ということで、少し楽なのかもしれませんが、8校全部があつて8校全部回るというのは、予想以上に大変なことです。それは、別に回ることが大変なんじゃなくて、せっかく行ったのにほとんど見ないで次にまた移動するということはいかがなもんかということで。せめて2種目ぐらいは見るわけですね。そうすると、そこでどンドン詰まっちゃうというのが従前の状態でした。

坂田教育長

ありがとうございます。わかりました。

私は、詰まっちゃうんですけど、ひとつ、一通りは顔を出してみよう

かなと思ったりしています。後ほどまた、調整させていただきたいと思いま
す。

私立の保育園の場合はどうされていますかね。招待状をもらえるのかし
ら。

お願いします。

子ども支援課長 すみません。ページにつきましては、4ページから5ページが区立と私立
の保育園のほうでございます。

例年基本的には私のほうで各園を見させていただいておりますが、やはり
金丸委員と同様で、1、2競技を見たらもう、すぐ次の会場に向かわせて
いただいているというのが主な状況でございます。

坂田教育長 私立のほうも全部回っているんですか。

子ども支援課長 はい。基本的には回っています。

坂田教育長 そうですか。ご苦労さまでございます。

ということでございますので、ちょっと、後ほど整理をさせていただき
たいと思います。

それでは、次に、教育広報かけはし116号の発行について、報告願いま
す。

子ども総務課長 それでは、教育広報かけはしの掲載案につきまして、ご報告でございま
す。

かけはし116号につきましては、本年12月に発行予定しておるものでござ
いますけれども、こちらの掲載の内容といたしまして、12月につきましては
は、TGG、東京グローバルゲートウェイ、こちらにつきましては、東京都
の英語の教育施設といったものが新たに開設しておりますので、その事業
内容といいますか、区立小学校の生徒がそこで授業を受けるといった行事に
ついて、掲載を予定しております。

その他、中学校・中等教育学校の研修合宿の紹介、また、若干時期が遅く
なりますが、九段小学校の新校舎のご案内といいますか、そういったもの
について、こちらのかげはしのほうに掲載させていただくということを想定し
ております。

以下、117号につきましては、来年3月に発行予定でございますが、こち
らにつきましては、新たに子どもの遊び場として開設を予定しております九
段南一丁目の広場、こちら、「(仮称)くだんこどもひろば」という、そう
いったタイトルにしておりますが、そちらの開設について案内をすると。そ
して、ウエストミンスターの派遣の報告と、こういったものについて掲載を
予定しているというところでございます。

ご報告は以上でございます。

坂田教育長 はい。ありがとうございました。

教育広報かけはしでございますが、掲載内容のご紹介ということでござい
ます。

116号、これは直近でございますけれども12月ですか。117号のこの子ども

の遊び場、これ、「くだんこどもひろば」と銘打っていますけれども、これは庁舎の横の民地を一時的にお借りしてということでございますね。はい。その内容ということになります。

何かお気づきの点がございましたら、お願いします。

中川委員。

中川委員 116号の中学校・中等教育学校の研修、合宿の紹介なんですけど、この中に、神田一橋中のオーストラリア研修というのがありますよね。あれは入れないでよろしいのでしょうか。

長崎委員 全員参加じゃないからですかね。

中川委員 ないからかしら。でも、中等の海外研修も全員ではないですよ。英語合宿とか。

指導課長 これは全員です。全員のと派遣型のと、2種類あります。

坂田教育長 それでは、指導課長。神田一橋中は。

指導課長 それは人数が制限された中での合宿ですので、掲載しないのだろうと思われま。九段中等のほうも同様ですね。11、12月については全員のものが入っているという形ですので。ここに掲載するのは、全員のものを載せているということだと思います。

中川委員 あ、そうですか。

坂田教育長 はい。そういうわけでございます。

ほかに。じゃあ、俣野委員。

俣野委員 これは初めて見させていただくんですけども、この広報かけはしというのは何部ぐらい発行されていて、概略で結構なんですけど、どんな範囲に配布されているんですか。

坂田教育長 子ども総務課長。

子ども総務課長 発行部数は、ちょっとお待ちください。今調べておりますんで。

それで、こちら、配布先は、小学校、中学校の保護者の皆様、それから保育園等、そういった保護者の皆様にも、保育園、児童館、それから認証保育所の保護者の皆様にもお配りしております。こちらは発行部数が8,000部でございます。タブロイド判4ページ、4色印刷でございます、年3回、6月、12月、3月という、こういった発行の、そういったタイミングでございます。

俣野委員 ありがとうございます。

東京ゲートウェイって、この前、テレビのWBSかなんかでもやっていたよね。ぜひこういうのを活用できると。

これは自由に行ってできる場所なんですか。学校単位じゃないとだめなんですか、東京ゲートウェイというのは。ちょっと、関係なくて申しわけないんですが。

坂田教育長 指導課長。

指導課長 学校での受け付けと一般利用での受け付けと、両方受け付けておりますが、千代田区の小学校においては、各校必ず1回は行くように、予約を既に

済ませているところです。

グランドオープンが9月6日、ついせんだって行われたので、都知事も来て、ニュースで扱われていたと思うんですが。千代田区においては、九段小学校の9月26日を皮切りに体験を進めているということです。

俣野委員 ありがとうございます。

坂田教育長 これはなかなか予約も、確実に毎年とれるとか、そういうことではないんですか。そこははっきりしていないんですか。

指導課長 基本的に東京都教育委員会が、やはり英語力の向上、グローバル人材の育成という視点で、東京版英語村としてやっているものです。基本、優先されるかどうかかわからないんですけども、学校の平日に関しては、受け入れられるように努力をさせていただいています。

今のところ、年内はもう予約がとれないような状態になっています。また、来年度に向けては、予約開始時期に合わせて、こちらからもまた、引き続き継続していきたいと考えています。

俣野委員 ありがとうございます。

坂田教育長 ほかにご質問はございますか。

金丸委員、お願いします。

金丸委員 この116号の発行時期というのは、小学校6年生の中学校の選択の時期と考えた場合に、その時期はもう過ぎているんですか、それとももう少しばかり余裕があるんでしょうか。

坂田教育長 学務課長。

学務課長 ちょっと、12月ですと、若干タイミング的には遅いかなという感じがしますね。

長崎委員 1回目の締め切りが今月末なんですよね。

金丸委員 何でそういうことを言うかということ、要するに、もし仮にそれがぎりぎりのラインで、まだ変更が可能なところであれば、全員が行くものだけ載せるんじゃないくて、学校の特色でありさえすれば、例えば神田一中のそのオーストラリアの合宿なんかもね、それこそ数行でいいんだけど、載せてあげたほうがいいのかなという気がしました。時期が遅れているのなら、それを考えること自体が無意味かなと、そういう意味です。

長崎委員 恐らく6年生には、それぞれ各校の案内が送られているので、それを見て判断して、それ以外の人たちが見て、参考にするのもいいのかなと思います。

坂田教育長 はい。そういったご指摘もありますし、せっかくですから、各校の特色を上手に伝えられればいいなというふうに思います。従来の全員でやるものという一律の決め事じゃなくして、いろんな形態を考えられるのかなというふうには思いますね。いろいろと検討してください。

中川委員 そうですね。せっかくだから、やっぱりこんなことをやっているんだということ、もちろん学校の当事者、6年生が知ることも大事なんですけど、千代田区民として、おばあちゃんとかおじいちゃんも見ていたりとかいろいろ

ろするので、こういうかけはしでもっと詳しく紹介してもいいのかもしれないなと思いました。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

俣野委員 これは、町会関係には行ってないんですか。あくまでも学校、保育園、幼稚園という。

坂田教育長 はい。

子ども総務課長 町会にはお配りしてないですね。ええ。学校関係ということです。

俣野委員 あ、そうですか。

中川委員 出張所にもあります。

俣野委員 先ほどの、今、中川委員のお話だったら、やっぱり千代田区民として見ておいたほうがいいのかという感じがありましたけど。

坂田教育長 はい。区の広報紙は区の施設にも置いていますよね。だから、次、子どもたちが学校に上がるような親御さんに対してもそうでしょうし、広く区民あるいは区内で活動している方々というか、昼間区民といいますか、そういった方々にもお知らせして、その学校のいいところを見てもらうというか、特色を見てもらうという、そういう趣旨もあろうかと思います。そこはいろいろ工夫もさせていただきたいなということだろうと思いますが。よろしいですかね、子ども総務課長。

子ども総務課長 はい。

金丸委員 つけ加えてなんですけども。できればこのところに、各校の文化祭の状況も一緒に入れて、要するに学校ってこんなとこだよと、こんなこともやっているよという形で、そういう紙面づくりというのも考える余地があるのかなという気はいたしました。

坂田教育長 うん。なるほど。ありがとうございます。

ほかに何かご指摘、この際だからこういう紙面づくりがおもしろいんじゃないかというアイデアでも結構でございます。

よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長 それじゃあ、さまざまにご意見賜りましたので、参考にさせていただきたいというふうに思います。

それでは、次の報告事項に参ります。

平成31年度千代田区幼稚園・幼保一体施設・こども園入園の案内についてでございます。

子ども支援課長、お願いいたします。

子ども支援課長 それでは、今回の概要でございます。

今回につきましては、ごらんの1ページ目のところでございますが、お茶の水幼稚園につきましては、来年度仮園舎に移転予定という注記のほうを加えさせていただいております。

それと、今年度につきましては、2ページの下のほうでございますが、5番の入園申込書の配布の時期、こちら、10月5日ということで、広報千代田、

またホームページと連携させていただいて、10月5日に掲載のほうをさせていただき予定になってございます。

続きまして、3ページの6番、入園申し込みの受け付けでございます。こちら、11月5日・6日・8日ということで、例年より申し込みの受け付けにつきましては、1週間前倒しでやらせていただいております。こちらにつきましては、今年度からこのような形でやらせていただきたいと思っております。

それから、大きく変更点があったところでございます。こちらにつきましては、今回新たにつけ加えさせていただきましたのが、7ページの13番、保育園との併願調整でございます。これについては、幼稚園と保育園、それぞれ併願をされる方々が非常に多いといったところで、保育園も幼稚園もなかなか定員に限りがあるといったところで、どうやったら待機児をなくすかといった点で、今回考えさせていただいたところでございます。

今回、こちらの13番についてお話ししますと、幼稚園を申し込んだ方につきましては、保育園での優先順位を下げさせていただきますといった形になります。ですので、幼稚園を主軸で申し込んでいる方につきましては、保育園との併願をされてもなかなか入るのは難しいですよという形になっております。といいますのも、先日来、幼稚園の需要に対してどう供給していくのかという観点で考えさせていただいたところ、もう幼稚園も本当に定員いっぱい状況になっておりますので、そういう併願をされる方につきましては、大変恐縮なんですけども、こういった形で、どちらかきっちりお考えになってお申し込みをしていただくこととしました。

それから、大きな変更点、9ページでございます。こちらの保育料の上のところちょっと網かけさせていただいておりますが、平成31年10月に保育料の無償化、幼児教育の無償化というのが、今、国のほうで、まだ制度は煮詰まっておりますが、それを実施すると。消費税の10%に伴って、こちらのほうも同時に行うというものでございます。この保育料につきましては、また、詳細がわかり次第、こちらのほうは変更になる可能性があるといったところのほうを記載させていただいております。ただ、9月分まではこの保育料でやらせていただくことになろうと思っております。

大きな変更点につきましては以上でございます。

説明は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

それでは、ただいまのご説明、一部変更させていただいておりますが、ご質問、ご意見がございましたら、お願いいたします。

金丸委員

金丸委員、お願いします。

よろしいでしょうか。実に細かいことですが、昔の江川の空白の1日事件のような形の読み方をされちゃうケースがあるのでという、つくってあるのではないんだろうと思うんですけど。

7ページの、先ほどご説明のあった「保育園等の併願調査について」と、

こういうふうを書く、最初に保育園を申し込んで、その後に幼稚園に申し込めば、この点数が下がることはないだろうということをされる方が生じる可能性を考える必要があるかなというふうに思いました。

坂田教育長
子ども支援課長

はい。どうぞ。

じゃあ、もう少々、こちらの記載については、いろいろ書き加えをさせていただきたいと思います。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

ほかに。中川委員。

中川委員

また細かいことで申しわけないですが、3ページの下の方なんですけども、「上記①～④の必要書類が一つでも足りない場合は、受け付けすることができません」と。で、「入園申し込み」云々の下の、「兄弟同時に申し込みの場合は、兄弟それぞれの入園申込書を提出してください」というのは、兄と弟だけしか入園申し込みできないんでしょうかということです。

坂田教育長
子ども支援課長

はい。どうぞ。

はい。申しわけございません。こちらにつきましても、同様に、平仮名で「きょうだい」とさせていただきたいと思います。

中川委員

平仮名で「きょうだい」と。わかりました。

それと、6ページなんですけども、これはしょうがないのかな。10番の「ご案内の優先順位は、」、これはいいですね、「父母が千代田区内において入園希望日までに引き続き」とありますけど、「保護者」だと広くなっちゃいますもんね。

坂田教育長
子ども支援課長

はい。支援課長。

ほぼ99%は父母になろうかなとは思いますが、当然養子縁組であったり、親権がいろんな形で、例えば里親等々で、いろんな方々に配慮しなければいけない部分があると思います。「世帯の保護者」というふうを書くのが正しいかなと思いますので、そのようにさせていただきたいと思います。

中川委員

家族構成の関係で、おじいちゃん・おばあちゃんが申し込みするということを、まれに聞くことがあるので。

坂田教育長

はい。ありがとうございます。

ほかにお気づきの点がございましたら。その他、質問でも結構でございますが。

金丸委員。

金丸委員

もう一つだけ。これからの課題だと思うんですけども、ホームページから、これ、申込書をダウンロードできないとなっていますけれども。要するに、保護者全員が働きに出ているようなところでは、申し込みのために1日休んで行くというのはしょうがないとしても、受け付けの紙をもらうために仕事を休んで行かなきゃいけないというのは、できれば解消してさしあげたほうがいいんじゃないかという意味で、もしダウンロードが可能であれば、検討する余地があるのかなという気はいたします。

坂田教育長

はい。その点、どうでしょうか。

子ども支援課長 現在、この入園申込書自体に連番を振らせていただいております。ダウンロードではこうした連番の記載ができないといった状況でございます。

いろいろなご意見をいただいているところです。何で連番を振ってわざわざやっているかということにつきましては、どのぐらい、どこから申込書を取りに来るかといったところを園側としても知りたいといったところがありまして、そのような形で今の形態をとらせていただいているところでございます。

ただ、多様化する保護者の方々の状況を踏まえまして、もう少し利便性の高いやり方を検討させていただきたいと思っております。

坂田教育長 データをとるためということ。そこはいろいろ考えたほうがいい部分もありますね。

中川委員 それについて。例えば郵送で送ってくださいと言われた場合は、

子ども支援課長 今のところ郵送でのやりとりは、基本的に申込書についてはやっておりません。

ただ、海外から転入されるという場合も中にはいらっしゃるもので、そういう方については、メールでのやりとりという形もとらせてはいただいておりますが。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。まだ、ちょっと、工夫の余地はあるかなという感じですね。

ほかにご指摘はございますか。あるいはご質問、ご意見でも結構でございます。よろしいですか。

(なし)

坂田教育長 それでは、次に条例改正の案件に進みます。千代田区児童育成手当条例の一部改正と、千代田区ひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正、これ、両方とも出ておるんですが、同様の趣旨に基づいての改正ということでございますので、あわせて説明を願います。

子育て推進課長 今、教育長からご説明のありましたとおり、改正の背景については同じものでございます。児童育成手当条例並びにひとり親家庭等の医療費の助成に関する条例の一部改正、両方とも、条例中の「控除対象配偶者」という文言を「同一生計配偶者」に改めるものでございます。

所得税法が、先般、平成29年の税制改正で改正されております。この所得税法の改正内容につきましては、これまでの「控除対象配偶者」という用語が、まず「同一生計配偶者」に改められました。そして、これまでこの控除対象配偶者として定義していたものは、本人の年収が1,220万円以下で、配偶者の年収が103万円以下の人だけを指すものと再定義されました。ですので、これまでの本人の所得の制限がなく、配偶者の年収が103万円以下の人を指すためには、「同一生計配偶者」と改める必要がございます。そのため、今般2つの条例のその用語の改正をするものでございます。

新旧対照表は、ご覧いただければと思います。

1つ、すみません、漏れました。施行の期日でございます。児童育成手当

条例につきましては、対象者の算定を前年の所得でしますので、この改正後の規定は、31年6月の手当のときから適用します。そして、ひとり親家庭の対象者につきましては、前々年の所得をもって対象者の算定をいたしますので、32年1月から適用することといたします。

説明は以上です。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

ということで、所得税法の改正で、用語の定義が変わったと。それに伴って、2つの条例が対象としている範囲が変わってしまうので、従来どおりの取り扱いをするためには、同一生計配偶者という範囲を捉えないと従来の条例の適用ができないということで、そちらにするということでございます。

何かご質問がございましたら、どうぞ。よろしいでしょうか。

(なし)

坂田教育長

それでは、その内容をもちまして、条例改正に臨みたいというふうに思います。

どうもありがとうございました。

◎日程第4 その他

子ども総務課

(1) 教育委員会行事予定表

(2) 広報千代田(9月20日号)掲載事項

坂田教育長

それでは、報告事項が終わりましたので、その他の案件に入ります。

子ども総務課長より報告願います。教育委員会行事予定表、そして広報千代田です。よろしく願いいたします。

子ども総務課長

それでは、教育委員会行事予定表でございますが、本日から10月15日に至る教育委員会の各種行事予定につきまして、掲載をさせていただいたものでございます。

なお、こちらの行事予定表のほうには、先ほどご報告申し上げました幼稚園、保育園、小学校の運動会につきましては掲載してございませんので、運動会の予定につきましては、先ほどの資料のほうをご参考いただくようお願い申し上げます。

続きまして、広報千代田9月20日掲載事項一覧でございます。こちらにつきましては、子育て推進課を初め文化振興課、生涯学習・スポーツ課、最後に、10月14日の第56回区民体育大会についてまで。9月20日号に予定記事として出されているものでございます。

ご報告は以上でございます。

坂田教育長

はい。ありがとうございました。

何かお気づきの点がございましたら、どうぞ。

俣野委員、お願いします。

俣野委員

これ、区民体育大会というのが、やはり教育委員会がサポートという形に

なるものなんですか。大変ですね、あれ。ねえ。

坂田教育長 ほかにございますか。よろしいでしょうか。
(なし)

坂田教育長 はい。ないようですので、それでは、教育委員さんから何か情報提供ございましたら、お願いしたいと思いますが。あるいはお尋ねの件でもございましたら、どうぞ。

中川委員 中川委員、お願いします。

中川委員 ニュースで、給食費の徴収を、学校の負担じゃなくて、どこでしたっけ、事務センターなどにするということが義務づけられたということを知ったのですが、先生の負担を軽くするために。

坂田教育長 給食費を。あ、徴収ですか。

中川委員 徴収です。徴収を該当する事務センターですることになったという話があるんですけど、それは、千代田区ではどうなのでしょう。

坂田教育長 あ、はい。学務課長。

学務課長 特別区で今現在実施している区が、世田谷区の1区でございまして、先行してやっております。当区でも課題として挙げていまして、そういうことを目指すことにはなっているんですけども、なかなかそのシステム化の問題ですとか、さまざまガイドラインが国から示されていないという状況もありますので、そういった状況を見ながら、今検討しているところで、まだ具体化には至っておりません。確かに学校現場の負担が結構重いというのがありますので、それに向けては、将来的にはやっていきたいなと思っております。

坂田教育長 今、検討途上と。ということですが、よろしいでしょうか。

金丸委員 ほかに。金丸委員、お願いします。

金丸委員 できれば早い検討をしてほしいと思うのは、先生の負担もさることながら、回収ができないものに対する対応が一律にできるということは、メリットが大きいんですよ。先生が回収していて、先生が取り立てするという状況というのは非常に無理があって、それはもう区のほうで一括してやっていて、そういう手続になっていますよと。いって対応できたほうが、無理がないように思います。

坂田教育長 はい。ありがとうございます。

中川委員 そうですね。ちょっと、つけ加えさせていただくと、最終的に校長先生の責任になってしまうのは違うんじゃないかなという気がします。

坂田教育長 学務課長。

学務課長 問題意識を持っておりますので、検討してまいりたいと思います。

坂田教育長 はい。よろしく申し上げます。

侯野委員 ほかにございますか。

侯野委員 侯野委員。

侯野委員 きのうの日経の夕刊に出ていたんですけども、プログラミング教育必修化ということで、教職員のプログラミング教育が、うちの区の場合はもう、さ

れているということによろしいんですか。その辺の現状をちょっと教えていただければと思います。

坂田教育長
指導課長

指導課長。

プログラミング教育につきましては、2020年度から各学校の中で、小学校については取り入れていくという方向でございます。

ただし、プログラミングという教科ができるということではなくて、それぞれの教科の中で、プログラミングを駆使できるものについて、どのような実践ができるかということ、今、検証、研究をしている段階です。

本区におきましては、九段小学校のほうが、そのことを中心の推進校となって、今、研究を重ねているのと、まだ準備期間であるということから、夏にプログラミング教育に関する研修を実施して、進めている事例等を学んだり、つい昨日ですが、各校にいる情報教育主任という者を呼んで、実際に九段小が使用している教材を実際に使って、どのような命令をしたらそれがどのように動いていくのかということ、今学んでいるというところで、準備を進めているところでございます。

俣野委員
指導課長

はい。ありがとうございます。

中学の場合は、一橋さんが進んでいるということではないんですか。

神田一橋中学校が進めているのは、ICTの利用ということですので、1人1台体制でタブレットパソコンを持っていて、それをもとに、例えば何かを調べたり、検索したり、またその調べたことを集約してまとめたりというような、ICT活用という面での推進であって、プログラミング教育をやっているというのとはまた違うということになっています。

プログラミング教育というのは、必ずしもパソコンを使わなくてもよいという考え方もございまして、これはちょっと解釈が難しいところなんです。例えばロボットを一周させたいという動きを、普通だったらラジコンでやるような感じではなくて、パソコン上に命令を重ねて、こういうふうな動きなさいというのをプログラミングして、ボタン1個で動かすというようなことです。

このことに関しては、1つの問題が与えられたときに、どういう見通しと段取りをもって考えて、それを達成することができるかというような、学びの学習の問題解決の思考の基本となるものがプログラミング教育であるということから、そういった機器を使うというイメージがしやすいということで、入門編としてはいいという考えです。実際に中学校、そして九段中等等の高等学部が使うと、実際の本当にプログラミングの世界に入っていくようなこととなりますので、そこにつながるためにはどうしたらいいのかということ、指導課としても、今、試行錯誤して、何とか来年度に向けて、こういったプランニングでというようなことを示せばなというふうに考えているところです。

俣野委員
坂田教育長

ありがとうございました。

はい。

ほかにございますか。

(な し)

坂田教育長

はい。

それでは、特にないようでございますので、以上をもちまして、本日の教育委員会定例会を閉会いたします。どうもありがとうございました。